

岩手海区漁業調整委員会公示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第64条第8項において準用する同条第5項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

令和5年9月 日

岩手海区漁業調整委員会

会長 大井 誠 治

1 公聴会の日時及び場所

- (1) 日時 令和5年10月2日(月) 午後1時30分から
- (2) 場所 岩手県盛岡市内丸16番1号 岩手県水産会館5階大会議室

2 公聴会において意見を聴こうとする案件

海区漁場計画の変更の案について

3 海区漁場計画の変更の案の縦覧場所

- (1) 沿岸各市役所及び町村役場
- (2) 広域振興局の水産部及び水産部水産振興センター
- (3) 岩手海区漁業調整委員会事務局